

建設工事の競争入札に参加しようとする方へ

広島市財政局契約部工事契約課
広島市都市整備局技術管理課

広島市が発注する建設工事の競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとする方は、以下の事項をよく読み、間違いのないようにしてください。

I 入札への参加

(工事契約課)

1 関係法令・規則・要綱等

入札は、「地方自治法」、「同法施行令」、「広島市契約規則」、「広島市建設工事競争入札取扱要綱」等の法令や要綱・要領等の定めに従って行いますので、その内容をよく理解しておいてください(要綱・要領等は、広島市ホームページ「入札・契約」(アドレスは最後に掲載。以下「ホームページ」といいます。)で見ることができます。)

また、刑法第96条の6（公契約関係競売入札妨害又は談合）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引等）の規定に違反する行為を行ってはなりません。

2 入札にあたっての基本的な留意事項

- 1 入札は、予定価格が250万円を超えるものについて行います（予定価格が250万円以下のものは随意契約により行います。）。(広島市契約規則第22条の2第1号)。また、入札を行うものはすべてその都度、予定価格、調査基準価格・調査基準価格の85パーセントの額(又は最低制限価格)（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いた額です。）を設定します。予定価格、調査基準価格・最低制限価格は落札者の決定後において公表します。
- 2 次に掲げる事項を守ること。これに違反すると関係者について競争入札参加資格の取消し（3年間）又は指名停止措置を行うことがあります。
 - (1) 「刑法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の**関係法令を守り、公正な入札を行うこと。**
 - (2) 少なくとも入札が終了するまでは**入札に参加することを他の者に知らせないこと。**
本市では、適正な競争の促進を図る観点から、落札決定するまでは入札参加者名を公表していません。
 - (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で他の業者と**入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。**
 - (4) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して**入札価格を意図的に開示しないこと。**
 - (5) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格あるいはそれらの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしないこと。
- 3 入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、当該入札参加者を**入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止**します。
- 4 入札にあたって談合があったと認められる場合又は談合の疑いが払拭できない場合は、入札後といえども**入札の無効などの措置**を行います。
- 5 入札参加者は、本市が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対し、誠実に協力しなければなりません。
- 6 入札公告後において、**入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがあります。**開札後においても、当該誤りにより、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、**入札を中止とし、確認対象者の決定を取り消します。**
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続します。

3 入札心得

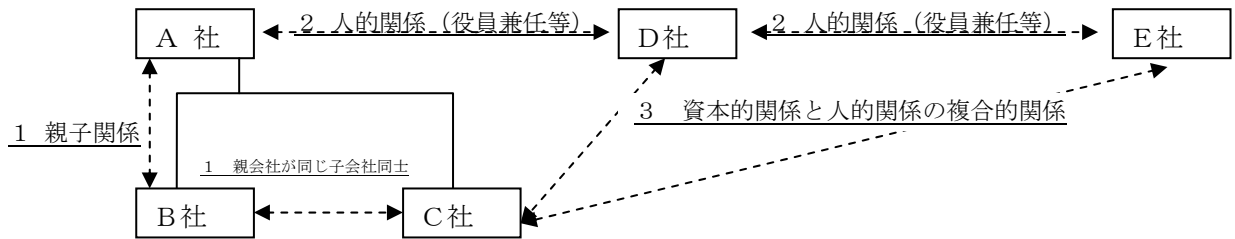
- 1 **資本関係・人的関係調査**（様式はホームページから入手できます。）を作成して、定められた期限までに提出してください。この調査により、一定の資本関係又は人的関係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、

それらの会社はいずれも入札に参加することができません。ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。

なお、入札後資格確認型一般競争入札の場合、入札書送付後の入札辞退は認めませんので、一定の資金的関係又は人的関係のある会社の入札全てを無効とします。

また、入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資金的関係若しくは人的関係ある者は入札に参加できません。

【同一入札への参加が制限される事例】



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となる。

※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社の役員等を兼任している場合、同一入札への参加が制限される。また、組合と組合の構成員である会社は同一入札への参加が制限される。

※ 1について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼任している場合を除いて、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 2 平成26年4月1日以降に公告する案件に係る設計図書等について、その容量にかかわらず、複写指定店での販売を廃止し、全て調達情報公開システムにおいて交付することとします。これに伴い、開札の結果、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求められた事業者は、この書類の1つとして「ダウンロード確認票」を定められた期限までに提出することとなります。「ダウンロード確認票」は、設計書・仕様書等をダウンロードする際、調達情報公開システムからプリントアウトし、なくさないよう保管しておいてください。

* ダウンロードするためには、「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」において、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインする必要があります。

なお、入札中止となった案件を再度、公告する場合、再公告分に係るダウンロード確認票を改めて申請書に添付して提出してください。(案件番号や開札日時等が変更となっています。再公告分のダウンロード確認票を添付されない場合は書類の未提出により無効となりますのでご注意ください。)

- 3 設計書、仕様書、図面及び現場等並びに広島市契約規則その他の契約条件を熟知し、経費の内訳を明らかにした所定の**工事費内訳書**(様式及び作成要領はホームページから入手できます。)を作成して、**必ず電子入札システムを利用して入札書に添付して提出**してください。この場合押印の必要はありません。工事費内訳書を提出されない場合その他工事費内訳書が無効事由に該当する場合、**その入札は無効**としますのでご注意ください。また、本市設計書のすべての項目に対応した工事費積算書を作成してください。

なお、工事費積算書は、関係職員等が特に指示した場合は提出しなければなりません(入札執行後も含む。)

設計図等のダウンロード確認票の提出を最低価格提示者から求めます。また、任意の入札において、開札時又は開札後に入札参加者から提出を求める場合があります。

- 4 入札にあたり不明な点がある場合は、入札前に関係職員の説明を受けてください。
- 5 電子入札システムによる入札は、開札日の前日及び前々日の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)までです。

- 6 事前に届け出て、電子入札から紙入札に変更した場合、次の事項に注意してください。

- ① 代理人の印鑑で入札する場合は、入札書とともに**委任状**(様式はホームページから入手できます。)を提出してください。
- ② 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ③ 入札書は、**本市所定の様式**(ホームページから入手できます。)を使用し、**封筒**(長形3号が望ましい。)に入れて提出してください。

なお、封筒には工事名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書に押印した印鑑で封印してください。

- ④ **工事費内訳書(記名押印したもの)を必ず提出**してください(提出方法は入札説明書のとおり)。

- 7 最低入札価格が調査基準価格を下回る入札があった場合、落札決定を保留し、最低入札価格提示者に開札日(落札候補者決定の日)の翌日から起算して5日(閉庁日を除く)後の午後5時までに**低入札価格調査報告書**(調査基準価格の8.5%を下回る価格での入札の場合「表-1」から「表-4)までの様式を含む。所定の様式とし、ホームページから入手できます。)の提出を求め、低入札価格調査を実施します。(最低入札価格提示者以外の方は、契約担当課の指示に従ってください。)

なお、低入札価格調査報告書には、**工事費内訳明細書(第4段階のレベルまで)**を添付しなければなりません。工事費内訳明細書を提出されない場合その他工事費内訳明細書が無効事由に該当する場合、**その入札は無効**としますのでご注意ください。

低入札価格調査において、「低入札価格調査マニュアル」の「5 適正な履行確保の基準」に定める基準を満たさないときは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして落札者としないので、ご注意ください(低入札価格調査マニュアルはホームページから入手できます。)

- 8 **次の各号の一に該当する入札は無効**となります。

- ① 入札に参加する者に必要な資格を有しない者が入札したもの
- ② 調査基準価格が設定されている案件にあっては、入札金額が総額失格基準を満たしていない入札

- ③ 最低制限価格が設定されている案件にあっては、入札金額が最低制限価格に満たない価格をもって行った入札
 - ④ 工事費内訳書の工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの等「工事費内訳書作成要領」の無効事由に該当した
もの
 - ⑤ 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの（電子と紙（紙様式の入札書を電子入
札システムで添付送信されたものを含む。）の両方で提出されたものを含む。）
 - ⑥ 明らかに連合による入札と認められるもの
 - ⑦ 明らかに錯誤による入札と認められるもの
 - ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの
- 紙入札の場合は、次の各号の一に該当する入札も無効となります。

- ⑨ 入札書に記名押印がないもの
- ⑩ 入札書の記入文字が明確でないもの
- ⑪ 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- ⑫ 入札金額を訂正したもの
- ⑬ 工事費内訳書に記名押印がないもの
- ⑭ 入札書の工事名の異なるもの

- 9 入札回数は2回を限度とします。初度の競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合（最低制
限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）、1
回に限り再度の入札を行います。この場合、初度の入札に予定価格を超えた額で入札した者に対し、電子入札システム
により再入札通知書を送付し、原則として開札日の翌日（閉庁日を除く。）に再度の入札を行います（初回が紙入札の
場合は、FAXにより再入札通知書を送付します。）。

再入札通知書を受けた者で、再度の入札を希望しない者は、これを辞退することができます。辞退する場合は、入札
書送付期間内に電子システムで辞退届を提出してください。なお、入札を辞退したことによる不利益な取り扱いは一切
行いません。再入札の工事費内訳書は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出時に提出してください。

- 10 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として、開札日の翌日に本市が設定する時間及び場
所において、該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、競争入札参加資格の確認を行う者の順番又は落札者を決定
します。万一、くじを引くべき者がくじを欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がその
者に代わってくじを引きます。

ただし、入札公告等において電子くじ対象案件とした最低制限価格が設定されている工事(単価契約によるもの等を除
く。)の場合は、直ちに電子入札システムの電子くじ機能(以下「電子くじ」という。)によるくじ引により競争入札参加
資格の確認を行う者の順番等を決定します(※電子くじによるくじ引が困難な場合は、原則として翌日に入札参加者がく
じを引く方法によるくじ引を行います。)

※ 電子くじによるくじ引の場合は、該当者が来庁する必要はありません。

- 11 入札後資格確認型一般競争入札に参加される方は、入札を辞退することはできません。ただし、その他の入札の場
合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を次に
掲げるところにより申し出てください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

- ① 入札執行前にあっては、所定の入札辞退届（様式はホームページから入手できます。）を入札担当課に直接持参し
てください（やむを得ない事情がある場合は、事前に入札担当課に連絡した上でその指示を受けてください。）。
- ② 入札執行中にあっては、入札書の金額欄に辞退の旨を明記し、入札執行職員に直接提出してください。
- ③ 万一、入札時刻に間に合わない場合は、入札に参加しなかった者として扱うことがあります。この場合であつて
も必ず入札担当課に電話で連絡しなければなりません。無断で入札に参加しなかった者については、指名停止措置を
行うことがあります。
- ④ 電子入札システムで入札に参加する者は、システムで辞退届を提出してください。

- 12 入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入
札書及び工事費内訳書、工事費内訳明細書又は工事費積算書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

※ 電子入札システムを利用して入札に参加する場合は、入札書に工事費内訳書を添付して送付していただきますが、作
成については、本市が指定したアプリケーション（マイクロソフト社のWord又はExcel）で行ってください。
添付する容量は1メガバイト（MB）以下としてください。

なお、PDFファイルとすること及びLZH又はZIP形式に限り圧縮することを認めます。ただし、自己解凍方式
で送付されたものは無効とします。

Ⅱ 契約の締結

(工事契約課)

1 契約書の交付

入札の結果、契約の相手方となった方には、契約書をその**工事を発注する課**（以下「工事担当課」といいます。）**にお
いて手渡します**ので、指示する日時までに（落札決定後、工事担当課の職員が指示します。）工事担当課へお越しくださ
い。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の請負代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（様式はホームページから入手できます。）を契約担当課へ提出してください。

2 契約の締結日

契約の締結日は、原則として**落札決定（見積）日の2日後**（土・日曜日、祝日は日数に数えません。）となります（やむを得ない事情がある場合は契約担当課にご相談ください。ただし、この場合にあっても落札決定（見積）日から5日以内の日となります。）。契約の相手方となった方にはあらためて契約締結日及び請負金額を**お知らせしますので、必ずご確認ください。**

3 契約書を受け取る際に必要な書類

契約を締結しようとする工事の内容が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条にいう「対象建設工事」に該当するときは、設計図書等の配付資料（以下「配付資料」といいます。）の中の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」（以下「13条書面」といいます。）に必要な事項を記入した上、**落札決定日の翌日**（その日が土・日曜日、祝日のときは、その日以後の平日となります。）**までに**、工事担当課へ提出してください。

この13条書面の内容は契約書の一部となります。

※ 「対象建設工事」及び「13条書面」の内容については、配付資料の中の『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項等の記入方法等について」』をご覧ください。

なお、13条書面を期限までに提出されない限り契約を締結することはできません。

4 契約保証金

契約を締結する際には、**契約保証金**を納めていただく必要があります。

金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**ので必ず事前に取扱機関にご相談ください。

なお、契約日までに契約保証金の納付又は保証等に係る証書の提出をされない限り、契約を締結することができません。契約時の契約保証金について、詳しくは「契約保証金の納付について」をご覧ください。

契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除します。ただし、変更契約により変更後の契約金額が100万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の10分の1以上の契約保証金（現金）の納付が必要となります。

変更契約に係る契約保証金について、詳しくは「変更契約に係る契約保証金の納付について」をご覧ください。

5 落札者が契約を締結できなかった場合及び契約を締結しない場合

落札者が決定した後、契約を締結することができなかったとき及び正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消します（3年間）。

また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求します。

Ⅲ 施工の体制

（技術管理課）

1 現場代理人・技術者の適正な配置

1 一般競争入札により契約を締結する工事には、当該工事の入札参加資格確認申請時に提出した配置予定技術者等調書に記載した技術者等を配置してください。なお、契約日までの配置予定技術者等の変更は、公告で示した条件を満たす場合に限り認めます。（総合評価落札方式を適用する一般競争入札においては、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合でなければ提出した配置予定技術者等の変更は認めません。）

2 工程管理、品質管理、安全管理等に漏れないよう、工事の内容に応じた適切な資格、技術力等を有し、恒常的かつ直接的な雇用関係のある現場代理人及び技術者を適正に配置してください。

なお、出向者（国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向者を除く。）や派遣社員は工事の現場に配置する技術者になれません。

契約書に定めるところに従い現場代理人及び技術者の届出をされる際は、雇用関係を確認することができる公的機関が発行した書類（原則として、健康保険被保険者証の第1面）の写し、技術者の資格を証する書類（技術検定合格証明書等の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し、実務経歴書等）を添付してください。

また、現場代理人及び技術者の届出時及び工事検査時には、本人の確認ができる書類（顔写真付きの監理技術者証、運転免許証等）の原本及び雇用関係の確認ができる証明書類の原本の提示をお願いします。

- 3 配置する現場代理人及び技術者の恒常的な雇用関係としては、現場代理人及び専任を要しない主任技術者の場合は、開札日の前日以前に雇用関係があること、また、専任を要する主任（監理）技術者の場合は、開札日以前に3か月以上の雇用期間があることが必要です。
- 4 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、現場代理人及び専任を要する主任（監理）技術者及び下記(10)の対象技術者になれません。
- 5 建設業法の規定により下請契約の額（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる工事には、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として現場に専任で配置しなければなりません。（※平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者については、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の交付を受けていることが必要です。）
- 6 主任技術者に出向社員を充てることが例外的に認められる場合、請け負った工事の一部を当該技術者の出向元の建設業者に下請させることはできません。
- 7 現場代理人は原則として工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを指します。また、本市においては、出向者及び派遣社員は現場代理人になれません。
- ※下記(10)に該当し、現場代理人の兼務を行う工事については、現場代理人の「常駐」を免除されます。**
- 8 建設業法に違反する事実がある場合は指名停止措置等を行います。
- 9 雇用関係及び本人確認の詳細については、別添の「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について」を参照してください。
- 10 平成26年4月1日以降に公告される一部の工事において、主任技術者及び現場代理人の兼務の制度を変更していますので、必要に応じ兼務の申請等を契約手続きの際に所定の様式により行ってください。
兼務の件数については次表のとおりであり、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認めます。
なお、兼務件数は主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合を含む。）を1件とした時の、最終的に配置される工事件数の合計です。

主任技術者		現場代理人	
工事金額(税込)	兼務件数	工事金額(税込)	兼務件数
[設計金額] 1億円以上	兼務不可	[設計金額] 1億円以上	兼務不可
[設計金額] 1億円未満	2件以下 以下①の要件をすべて満たす工事 ※本市が兼務を認めないと判断した工事を除く	[設計金額] 1億円未満	2件以下 以下②の要件をすべて満たす工事 ※本市が兼務を認めないと判断した工事を除く
[請負金額] 2,500万円未満 (5,000万円未満)	3件以下 ※いずれも左に示す金額の場合		
[請負金額] 500万円未満 (1,500万円未満)	5件以下 ※いずれも左に示す金額の場合		

【留意事項】

- (1) 対象の工事金額の（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- (2) 当該兼務の制度は、単価契約の工事を除く。
- (3) 監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。
- (4) 兼務の条件及び手続きについては、入札公告及び特記仕様書を確認すること。

【兼務できる要件】

① 主任技術者

- (ア) 密接な関係がある公共工事(※1)で、相互の間隔（直線距離）が10km以内であり、工事場所が本市内であること。
- (イ) 兼務の届出にあたり、下請けの予定（下請代金等）を明らかにすること。
- (ウ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (エ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。

② 現場代理人

- (ア) 密接な関係がある公共工事(※1)で、相互の間隔（直線距離）が10km以内であり、工事場所が本市内であること。
- (イ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (ウ) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- (エ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。

※1 密接な関係がある工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

2 適正な下請契約等

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、中間においては不合理な利潤がとられ、ひいては工事の質の低下、下請労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有しますので、公共工事においては**全面的に禁止**されています。

また、下請負人が直接施工する部分がないまま更に再下請させるような不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるよう下請負人を指導しなければなりません。

これらに違反する事実がある場合は、元請負業者だけでなく、下請負業者についても指名停止措置を行います。

2 適正な評価に基づく下請負人の選定

建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、設計金額1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除します。

なお、他の工種について、請け負った工事の一部を他の建設業者に請け負わせる（2次以降の下請契約を含む。以下同じ。）場合は、**設計金額1億円以上6億円未満の工事については、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため市内本店業者へ下請発注できない場合等を除き、原則として市内本店業者への発注を義務付けます。**また、**それ以外の工事においても、市内本店業者への発注に努めてください。**

なお、その**選定にあたっては、その工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、優良な者を選定**してください。

- (1) 施工能力
- (2) 経営管理能力
- (3) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- (4) 社会保険・労働保険の加入状況
- (5) 関係企業との取引の状況

なお、**次のいずれかに該当する者を下請負人として選定することはできません**ので注意してください。

- (1) 建設業法上の営業停止等の処分を受けた者でその期間を経過しない者
- (2) 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で本市競争入札に参加することができない期間を経過しない者
- (3) 本市競争入札参加資格者で、指名停止の措置を受け、指名停止の期間を経過しない者
- (4) 受注者が共同企業体にあつては、当該共同企業体の構成員（2次以降の下請負人となる場合を含む。）

また、**本市の指名競争入札工事においては、当該工事の入札参加者（共同企業体の構成員や入札を辞退した者も含みます。）を下請負人として選定することは、好ましくないと判断しておりますので原則としてできません。**ただし、特殊な技術を要する等の事情がある場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行ってください。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向社員を例外的に配置する工事に、出向元の業者を下請負人として選定することはできません。

設計金額1億円以上6億円未満の工事で、**やむを得ず市外本店業者に下請発注しようとする場合には、あらかじめ、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」の提出が必要となります（ただし、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除しますので提出の必要はありません。）。**

なお、**正当な理由なく下請契約を市外本店業者と行った場合は、工事検査成績評定において減点を行うものとし、指名停止等の措置を行うこともあるので注意してください。**

<市内本店業者以外の者へ下請発注することを承認しない事例>

施工可能な市内本店業者がいるにもかかわらず、

・安価という理由で ・協力（系列）会社という理由で ・永年にわたり取引があるという理由で	}	市外本店業者と下請契約を行うこと。
--	---	-------------------

3 資材の購入

工事の施工における資材の購入にあたっては、できるだけ地元中小企業者に発注すること。

3 安全管理の徹底

1 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は受注者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令の遵守はもとより、**「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えの下、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。**

- ① 工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と**具体的な防止策の作成及び施工計画書への記載**
- ② 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行
- ③ 現場従事者（元請・下請）全員への安全教育、前記①及び②の徹底

その他、**安全目標の看板を掲げるなど現場作業員や周辺住民に事故防止の取組みを周知し、安全意識の高揚を図ることも努めてください。**

2 事故発生時の報告

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても**直ちに本市監督職員に報告するとともに、そのつど指**

定する期日までに工事故報告書（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）」から入手できます。）を**本市へ提出**しなければなりません。また、本市への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

なお、本市に報告することなく後日、事故が判明した場合には、**指名停止措置を行うことがあります**ので、注意してください。

4 本市発注工事からの暴力団等の排除

本市発注工事の施工に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者をその相手方又は代理若しくは媒介をする者とすることがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- ・ 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- ・ 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- ・ 同条第5項に規定する暴力団関係者
- ・ 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者（広島県警察本部のHPにて公表）

なお、本市発注工事につき、次のいずれかに該当する場合には、本市発注工事に係る契約を解除し、指名停止措置を行うことがあります。

- ア 本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者（以下「暴力団など」という。）であるとして知らず、当該事業者をこれらの契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者として定めたとき。
- イ 受注者が締結した本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその役員等が暴力団などであることが判明し（アに規定する場合に該当するものを除く。）、本市が受注者に対し、当該契約を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

上記の解除等を避けるための方策として、工事を施工するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者（その役員等を含む。）が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。本市が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはならない者（広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に列記）についても、同様です。

詳しくは、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条及び広島市建設工事請負契約約款の規定をご覧ください。

5 暴力団等による不当な介入を受けた場合の届出

工事の施工に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄警察署に届出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあります。

6 技能労働者の処遇改善の促進

1 社会保険等への加入について

建設産業においては、長引く建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と下請へのしわ寄せによって技能労働者の賃金が低下し、また、法令上の義務があるにもかかわらず社会保険等最低限の福利厚生を確保していない企業が存在し、これらが原因となって近年、若年入職者が減少し、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となっています。

その結果、建設現場の担い手不足が顕在化し、入札不調が頻発している状況にあります。

このため、**技能労働者の処遇改善を促進し、労働者が安心して働くために、新たに「社会保険・労働保険への加入及び保険料の完納」を個々の工事の競争入札における参加条件として定めます。**

また、下請業者については、加入状況等を把握するとともに、未加入業者の排除に向けて検討を進め、元請業者を通して社会保険・労働保険への加入の働きかけを行います。

2 適正賃金の支払いについて

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書（雇入通知書）を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理等の事項について**必要な措置**をしなければなりません。

また、受注者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の規定を守り、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の処置を取るとともに、その建設工事の全ての下請負人が行わなければならない事項について、**指導、助言その他の援助**を行わなければなりません。

なお、公共工事の労務費については、二省（国土交通省、農林水産省）協定単価である「公共工事設計労務単価」に基づく労務単価により積算していますので、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法廷福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

主要職種	基準額（円）	主要職種	基準額（円）
特殊作業員	17,500	型枠工	18,700
普通作業員	15,500	大工	19,000
軽作業員	11,500	左官	18,000
とび工	19,500	配管工	17,000
電工	16,600	防水工	19,800
鉄筋工	19,100	内装工	19,000
鉄骨工	18,200	交通誘導員A	11,400
塗装工	17,700	交通誘導員B	9,700
運転手（特殊）	17,900	ダクト工	17,200
運転手（一般）	15,100	保温工	18,700
		設備機械工	18,900

（所定労働時間内8時間当たりの単価）

注：上表は抜粋であり、その他の労務単価は技術管理課で閲覧することができます。

3 建設業退職金共済制度の適正な運用

建設業退職金共済（建退共）制度は、建設労働者が事業主が変わっても、そのさきざきの事業主から共済証紙の貼付を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受けることができるもので、建設労働者の福祉向上を目的とする法律（中小企業退職金共済法）に基づく制度です。

本市が発注する建設工事においては、共済証紙の購入費を現場管理費として建設工事費の中に積算し、この制度の普及徹底に努めております。また、公共工事の入札に参加するための経営事項審査においても「建退共制度への加入の有無」が審査対象として加点評価されております。

この制度による建設労働者の福祉向上を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付等事務の適正な処理の徹底が何よりも重要となるため、その趣旨をご理解いただき、**制度への加入及び下請負人への加入勧奨**について協力をお願いします。

（問い合わせ先）

勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部広島県支部

広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル5階

電話 (082) 221-0138

7 電子納品の取組について

全ての工事で電子納品の「義務付け」を基本としています。

電子納品の取扱い等については、特記仕様書により、よく確認してください。

8 広島製産品の使用実績に応じた加点評価の実施について

平成22年1月1日以降に完成する工事を対象として、広島製産品の使用実績に応じ、工事検査成績評定点の加点をしています。（詳細はホームページを参照してください。）

IV 随意契約の場合

（設計金額100万円以上予定価格250万円以下の見積合わせ）

（工事契約課）

予定価格が**250万円を超えない**ものは随意契約（見積合わせ）となります。随意契約の場合も上記ⅠからⅢに準じますが、特に留意していただきたいことは次のとおりです。

① 見積合わせは**見積書**（所定の様式）を提出していただくことにより行います。**なお、提出の際には、本人確認のため、身分のわかるものの提示を求めますので、名刺、免許証、保険証等を用意してください。また、代理人により参加する場合には、本人確認に加え、委任状の提出を求めています。**

② **工事費内訳書は入札の場合に準じて作成し、必ず見積書提出（見積合わせ）時に提出していただきます。**なお、最低制限価格は設定しません。（予定価格は事後公表します。）

③ 見積回数は2回を限度とします。初度の競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、1回に限り、原則として開札日の翌日（閉庁日を除く。）に再度の入札を行います。

再度の入札を希望しない者は、これを辞退することができます。辞退する場合は、入札書（2回目用）に辞退する旨を記載のうえ提出してください。なお、入札を辞退したことによる不利益な取り扱いは一切行いません。

- ④ 資料配布の際に、「資金的関係・人的関係調書」と現場代理人及び主任(監理)技術者の配置に係る「確約書」を提出する必要があります。(様式はホームページから入手できます。)

なお、これらの書類を提出できない者は、見積合わせに参加することはできません。

V その他

(工事契約課)

1 建設業の許可の更新

建設業の許可の有効期間は**5年**です。許可の更新をしたときはすみやかに業者登録受付システムを利用して変更届を契約部へ提出してください。

2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

広島市が発注する建設工事を請け負おうとする建設業者は、**経営事項審査**を受けていなければなりません。経営事項審査は国土交通大臣又は都道府県知事が行い、その結果は**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**により通知されます。

経営事項審査の有効期間は、経営規模等評価結果通知書等に記載している**審査基準日から1年7か月**です。有効な経営事項審査を受けているかどうかを確認できない場合は、入札・見積合わせに参加することができないため、毎年の決算終了後できるだけ速やかに受審し経営規模等評価結果通知書等の写しを工事契約課へ郵送又は持参により提出してください。

広島市のホームページアドレス <http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

※ 契約に関するページは、上記アドレスから

「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」

※ 「公共工事の情報化と技術管理(技術管理課)」は、上記アドレスから

「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「公共事業の情報化と技術管理」